

明石市工場立地法地域準則条例の一部改正（素案）【新旧対照表】

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるとともに、市、特定工場及び地域住民が特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組を行うことにより、本市の地域産業の活性化、地域における生活環境等との調和及びパートナーシップのまちづくりを推進することを定めるものとする。</u></p> <p>第2条～第6条 （略） <u>（周辺地域における生活環境等の向上に資する取組等）</u></p> <p><u>第7条 法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出が行われる場合であつて、当該届出に係る特定工場の緑地の面積又は緑地面積率が次の各号に掲げる当該届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に該当するときは、明石市版ネット・ポジティブ・インパクト（第3条の規定による緑地面積率の緩和後における特定工場の周辺地域の経済、環境及び社会の全体が、当該緩和の前と比してより良いものとなることをいう。以下同じ。）として、市、当該届出を行う者（以下「対象事業者」という。）及び地域住民のパートナーシップの下、当該特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組（以下「緑化等の取組」という。）が行われなければならない。</u></p> <p><u>（1） 法第6条第1項の規定による届出 当該届出に係る特定工場の緑地面積率が法準則に定める割合を下回る場合</u></p> <p><u>（2） 法第7条第1項又は第8条第1項の規</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</u></p> <p>第2条～第6条 （略） <u>（周辺環境への配慮）</u></p> <p><u>第7条 第3条の規定による緑地面積率又は環境施設面積率の適用を受ける特定工場を設置しようとする者及び設置している者は、緑地の質的な充実、緑化の推進に役立てる活動及び当該特定工場の周辺地域における生活環境の保全に寄与する社会貢献活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。</u></p>

定による届出 当該届出に係る特定工場の緑地の面積が減少し、かつ、当該減少後の緑地面積率が法準則に定める割合を下回る場合

2 対象事業者は、緑化等の取組として、良質な緑地の形成、二酸化炭素排出量の削減、地域貢献活動その他の取組を実施するものとする。ただし、当該対象事業者は、これにより難い場合にあっては、その選択に基づき、市が行う緑化の推進のための費用を拠出することをもって緑化等の取組に代えることができる。

(新 設)

3 市長は、緑化等の取組の内容に関するガイドラインを策定するものとする。

(新 設)

4 地域住民は、緑化等の取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(新 設)

5 対象事業者は、緑化等の取組及び第2項ただし書の規定による費用の拠出を行う前に、市長と協議を行うものとする。

(新 設)

6 市長は、対象事業者及び地域住民に対し、緑化等の取組に関し積極的な情報の提供及び助言を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

(新 設)

(明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議の設置)

第8条 対象事業者が計画する緑化等の取組の内容が当該取組に係る特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資するかどうかについて専門的な立場から総合的に評価し、及び助言するため、明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を置く。

(新 設)

2 アドバイザー会議は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 経済団体を代表する者

(3) 環境団体を代表する者

(4) 次条第2項に規定する地域組織を代表

する者

(5) その他市長が特に必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 アドバイザー会議は、対象事業者が計画する緑化等の取組を評価し、市長に意見を述べることができる。

7 市長は、前項の意見を受けたときは、その内容を尊重して緑化等の取組の評価を行い、速やかにその結果を対象事業者に通知するとともに、必要に応じて、当該緑化等の取組に係る助言を行うものとする。

(協定の締結等)

第9条 市、対象事業者及び地域組織は、緑化等の取組及び第7条第2項ただし書に規定する費用の拠出を内容とする協定を締結するものとする。

(新 設)

2 前項の「地域組織」とは、前項の協定に係る特定工場が立地する小学校区に設立された協働のまちづくり推進組織(明石市自治基本条例(平成22年条例第3号)第17条第1項に規定する協働のまちづくり推進組織をいう。)及びこれに準ずる組織として市長が別に定める組織をいう。

(情報の提供及び表彰)

第10条 市長は、対象事業者が行う緑化等の取組について、市民へ情報提供を行うとともに、当該緑化等の取組が地域における経済、環境及び社会の全体に著しく良好な影響を与えたと認めるときは、その功績を表彰するものとする。

(新 設)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(新 設)

備考

1 改正部分は、下線の部分である。

2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。

3 現行の欄に「（新 設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の明石市工場立地法地域準則条例第7条から第10条までの規定は、この条例の施行の日以後に法第6条第1項、第7条第1項、または第8条第1項の規定により届出を行う特定工場について適用する。